

領土問題について

中3-B-16 杉本 響

目次

はじめに

第1章 領土問題とは

第1節 領土問題についての基本説明

第2節 領土問題の解決策

第2章 今現在起こっている領土問題

第1節 日本が当事国になっている領土問題

第2節 海外で起こっている領土問題

第3章 過去に解決した領土問題

第4章 考えたことと領土問題の解決法

第1節 考えたこと

第2節 今起こっている領土問題の解決法

おわりに

参考文献

はじめに

皆さんは領土問題についてご存じでしょうか。領土問題という言葉は知っていても今どのような状況になっているかは知らない方が多いだろう。僕自身も領土問題について詳しく知らなかった。そこで古今東西の様々な領土問題、解決法や交渉の方法について調べてみると、領土問題は人類が長年にわたって抱え、向き合ってきた問題であることが分かった。調べていくにつれ興味がわき、それでこのテーマを選んだ。

第1章 領土問題とは

第1節 領土問題についての基本説明

領土問題とは領土や水域をめぐる起こる国家間での紛争のことである。近頃では領土問題は地政学的な視点から非常に重要なテーマとなっている。なぜなら領土問題は国家間の関係や地域の安定に深く関与しており、資源問題にも直結する案件だからである。

領土問題は、国家間で領土の所有権や領有権に関する紛争が発生した場合に起こるが、これにはさまざまな要因が関与しており、代表的な原因としては以下のようなものが挙げられる。

1つ目は歴史的な背景である。アフリカでは19世紀ごろにヨーロッパの列強国が原住民の民族性や文化を考慮せずに緯線や経線で地域を分けてそれぞれの国の範囲を決め、列強国どうしで分割することにした。それらの分割の境界線が独立時のアフリカの国境線になり、今に至る。アフリカの国境線が直線である部分が多いのはそのためである。



2つ目は地理的要素や資源の分布、民族・宗教的な要素である。民族・宗教的な要素は先程述べたアフリカや東南アジアでも起こっており、今でも紛争が絶えない一つの要因となっている。地理的要素、資源の問題から起こる領土問題は1994年に排他的経済水域というものが制定されてからより一層当事国同士の争いが激しくなっている。

第2節 領土問題の解決策

領土問題の解決策は、状況や当事国の関与する要素によって様々だが、一般的な解決策としては以下のようなものが挙げられる。

1つ目は外交交渉と合意である。当事国が対話や交渉を通じて合意に達することである。国境の修正や領土の共有、補償の提供など様々な形態の合意が考えられ、国際的な仲介や仲裁機関の関与も領土問題の解決に役立つ場合がある。

・竹島問題（日本・韓国・北朝鮮間）



1905年に日本が編入したが、第二次世界大戦後の1952年に韓国の李承晩大統領が海洋主権宣言を行い、いわゆる李承晩ラインを設定する。そして翌年の1953年に韓国が軍事占領し、現在まで実効支配している。日本も領有権を主張しており、朝鮮半島全体の領有権を主張する北朝鮮も「民族固有の領土」として竹島の自国への帰属を主張している。

また日本は韓国に対し ICJ（国際司法裁判所）への提訴や仲裁手続きなど、中立な第三者機関を通じて公正な判断を求める姿勢を示しているが、韓国は領土問題は発生していないとの立場をとっておりこれを拒否している。

日本の主張:竹島は歴史的に日本の領土であった。17世紀初めには日本人が鬱陵（ウルルン）島に渡る際、竹島を航行の目標として、また停泊地として利用し、あしかやあわびなどの漁猟を行い日本の統治下にあったとされているからだ。

韓国の主張:竹島は古代から韓国の領土であった。竹島は韓国の統治下であり、日本の領土ではなかった。また韓国は竹島を実効支配している。竹島に警察や灯台、漁業施設を設置し韓国人が居住しているからだ。

北朝鮮の主張:竹島は朝鮮半島の領土である。韓国の領土としての主張に同調する立場をとることがある。

・尖閣諸島問題（日本・中華人民共和国(中国)・中華民国(台湾)間）



尖閣諸島は5つの島と3つの岩礁で構成されている。1895年以降日本が領有してきたが、1970年に国際連合が尖閣諸島周辺の鉱物資源の存在について報告書を提出して以降、中華人民共和国・中華民国（台湾）が領有権を主張した。

日本の主張：尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない。

中華人民共和国（中国）の主張：中国が最も早く発見、命名し利用した。また管轄した。

また、1895年1月の日本の尖閣諸島を日本の領土に編入するという閣議決定は台湾、澎湖諸島の日本への割譲と同じであり、日本が中国から盗取したものだ。

中華民国(台湾)の主張：尖閣諸島は中華民国に付随する諸島の一つであったが、1895年の台湾併合以来、日本に領有権が移った。よって台湾が中華民国に返還された時点で尖閣諸島の領有権は中華民国に移った。

しかし、1970年以前に用いていた中華民国の地図や公文書などでは尖閣諸島を日本領であると認識しており、アメリカによる沖縄統治時代にも尖閣諸島のアメリカ統治に対して抗議しておらず、中華民国による尖閣諸島の領有権主張は周辺海域に豊富な天然資源があるとの国連の調査結果が公表されてからである。

日本政府は中国や中華民国のこれらの主張には信憑性に疑問が呈されているとしており、領土を保全するために毅然かつ冷静に対応するとしている。

第2節 海外で起こっている領土問題

・南シナ海での領土問題（中国・台湾・ベトナム・マレーシア・フィリピン・ブルネイ間）

南シナ海は、太平洋西部に位置し中国、台湾、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、インドネシア、シンガポール、タイ、カンボジア、ベトナムに囲まれた海域のことである。世界有数のシーレーンであるだけでなく、南沙諸島などの領有権とその周辺海域の管轄権を巡る国際法上の紛争もあり、軍事・安全保障上においても大変重要な海域となっている。沿岸では大陸棚が広がっており各国大陸棚では漁業が行われているほか、石油や天然ガスが発見・採掘されている。このことから南シナ海にある島の領有権問題が近年激しさを増している。

中国南方にある西沙諸島については中国、台湾、ベトナムの3か国が領有権を主張している。中国政府は1974年の西沙諸島の戦いで当時の南ベトナム軍を攻撃し占領、中国人の移住を進め、中国人民解放軍を駐屯させるなどして支配を強化している。

南沙諸島をめぐるのは中国、台湾、ベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイの6か国が領有権を主張し合っており、近年では関係国同士の対立が激しくなっている。中国、台湾は全体の領有を主張しベトナム、マレーシア、フィリピン、ブルネイの4か国は一部分の領有を主張している。各国は資源開発を独自に行ったり、協力したりする一方で、軍の配置や島の基地化、国際司法裁判所への提訴などによる権益確保も進めている。また近年中国が周辺海域を関係国の理解なく埋め立て、軍事基地などを建設しているが国際司法裁判所はそれを認めておらず国際社会は中国のそれらの行為を批判している。

・カシミール問題（インド・中国・パキスタン間）

カシミールとは、インド北部とパキスタン北東部の国境付近にひろがる山岳地域のことである。標高8000m級のカラコルム山脈があり世界第2標高を誇るK2がある。イスラム教（パキスタン）とヒンドゥー教（インド）という宗教の対立や、中国との対立がありカシミール問題の解決はいまだ道半ばである。

日本の学校教育用地図帳ではパキスタンから中国へ割譲された地域を除き、インド、パキスタン、中国3国の主張するすべての地域を所属未定としていて南樺太や西サハラと同様に扱われている。

高級織物であるカシミアは、この地域原産のカシミアヤギの毛から作られたことに由来している。

カシミール地方の歴史をさかのぼると、1947年8月、それまでイギリス植民地のイギリス領インド帝国として1つのまとまりだった広大な地域が、植民地独立を契機に、ヒンドゥー教が多数派であるインドとイスラム教を国教とするパキスタンの2つの国家に大きく分裂した。

このインドとパキスタンがそれぞれ分裂して独立することによって、当時カシミール地方を治めていた国はいずれかの側に帰属することを迫られていた。しかし当時の国王は自身がヒンドゥー教徒、対して王国の住民の80%はイスラム教徒という微妙な立場にあり、インド、パキスタンに帰属することなくカシミール地域の独立を考えていた。しかしパキスタンが武力介入してきたことで、国王はインドへの帰属を表明しインド政府に派兵を求めた。これが第一次印パ戦争の発端である。以後、この地域についてはパキスタンとインドが領有を主張し、これまで大小の軍事衝突（カシミール紛争）を繰り返し、第二次印パ戦争、第三次印パ戦争、カールギル紛争まで争っている。また、インドは中国とも領有権を争い、カシミールとその東部地域で激しい戦闘となった（中印国境紛争）。その後、ほぼ中間付近に管理ラインが引かれ、2000年代後半にはインドは南部を、パキスタンは北部を、中国は東部を実効支配することとなった。

2014年にインドの首相に就任したモディ首相はヒンドゥー至上主義者であり、カシミール問題でパキスタンに対して強硬路線を取り、双方の砲撃や銃撃戦も起きるなど両国で非難の応酬がされた。そして2019年2月、インドは48年ぶりにパキスタンの支配地域に空爆（バーラーコート空爆）を行い、パキスタン空軍とインド空軍がカシミール地方で空中戦を行った。パキスタンはインド空軍機2機、インドはパキスタン空軍機1機を撃墜したとそれぞれ発表して緊張状態になった。

第3章 過去に解決した領土問題

・ニカラグアとコスタリカ間での領土紛争

この紛争はニカラグア湖を水源とし、カリブ海に注ぐサンフアン川の航行権や川の周辺地域を巡って争われたものである。具体的には、川の河口付近の土地の所有権についてである。サンフアン川周辺はニカラグアとコスタリカの国境となっている。

サンフアン川の航行権やサンフアン川の周辺地域の所有権について、コスタリカがニカラグアを国際司法裁判所に提訴した。

国際司法裁判所は以下のような判決を下した。

サンフアン川の下流部分におけるコスタリカの施設の一部についてはニカラグアの領土に含まれると認定した一方で、サンフアン川の航行権についてはコスタリカが通航権を行使する権利を認め、航行の安全を確保するための措置を両国に求めた。

ニカラグア、コスタリカ両国は判決を遵守することに同意した。この判決により、サンフアン川周辺の領土や航行権に関する争いは解決され、両国の平和的な関係が維持されることとなった。

第4章 考えたことと解決法

第1節 考えたこと

調べていくにつれて北方領土問題や竹島問題、尖閣諸島問題など日本が抱えている領土問題と同様にカシミール問題、南シナ海での領土問題のように世界中で同じような問題を抱えているのだと知った。また日本が抱えている領土問題は2か国、3か国間での争いだが、南シナ海での領土問題は6か国間での争いであることに驚いた。

そして解決した領土問題の例であるサンフアン川をめぐる領土紛争を調べ、知ったことで今まで領土問題は解決が非常に難しい問題であり解決するのは不可能だと思っていたが当事国の歩み寄りや国際機関を使っての解決は可能だと考えた。

第2節 今起こっている領土問題の解決法

領土問題はこうすれば解決するという方法はないが、第1章第2節であげた外交交渉と合意、国際機関や国際法を使っての解決が基本となる。日本で起こっている領土問題も平和条約の締結、国際司法裁判所への提訴の合意を目標とし、解決することを政府が目指している。よって日本の領土問題は先程示した方法が解決法にあたる。

カシミール問題や南シナ海での領土問題も第1章第2節で示した解決法の例外ではない。しかしカシミール問題は宗教が絡んでおり、南シナ海での領土問題は6か国間での争いになるので解決には当事国同士の合意や譲歩などが必要になる。

おわりに

第1章から第3章にかけて領土問題について調べ、第4章で自分の意見や解決法について考えたことで課題研究Jに取り組む前に比べ、領土問題についての興味が増してこれからも調べようと思った。課題研究Jで調べたことを通じて、これからの学習に活かしていきたい。

最後になりますがこの課題研究Jを完成させるにあたって今までご指導して下さった山本先生やご協力して下さった先生方に心から感謝いたします。ありがとうございました。

参考文献

三宅邦彦著『世界情勢地図を読む』、2023年、PHP

砂崎良著 井田 仁康 監修『日本の世界と地理』、2020年、朝日新聞

外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

国連広報センター <https://www.unic.or.jp/>

内閣官房領土・主権対策企画調整室 <https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>